

小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞の公募案内！

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、販路開拓に取り組むことで

上限 **100** 万円（**類型A**：補助率 $2/3$ 、**類型B・C**：補助率 $3/4$ ）
の補助が受けられます

申請要件

類型A：サプライチェーンの毀損への対応

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

類型C：テレワーク環境の整備

上記いずれか一つ以上の投資（補助対象経費の $1/6$ 以上）に取り組むこと

※2020年2月18日以降に発生した経費を遡って対象



事業再開枠（感染防止対策のための取り組み）

業種別ガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症感染防止対策に係る
経費について、上限 **50** 万円（補助率：定額 $10/10$ ）の補助が受け
られます（消毒費用、マスク費用等）

※2020年5月14日以降に発生した経費を遡って対象



特例事業者は更に上限上乗せで、最大200万円！

クラスター対策が特に必要な特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、
公募要領に掲げられている業種）に、上限 **50** 万円（補助率： $2/3$ 、
 $3/4$ 又は定額 $10/10$ ）の補助が上乗せで受けられます

受付
締切

第5回受付締切 2020年 **12月10日**（木）【締切日必着】

※締切に十分余裕を持って、商工会へご相談ください

※第5回受付締切が最終受付となります

公募要領等

滋賀県商工会連合会



お問い合わせ先 **大津北商工会 本所** ☎077-572-0425
志賀支所 ☎077-592-0076

《対象事業》※（１）、（２）いずれも満たす事業であること

（１）補助対象経費の6分の1以上が、以下の要件に合致する投資であること

A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

※補助対象期間内に、少なくとも1回以上、テレワークを実施する必要あり

（２）経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、創意工夫を凝らした販路開拓

創意工夫による売り方やデザイン改変、チラシ作成、商談会参加、HP作成等



《応募できる方》

商工会地区で事業を営む小規模事業者

※小規模事業者とは、以下の表に該当する事業所（詳細は公募要領）

業 種	常時使用する従業員数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

《対象経費》

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費

※2020年2月18日以降に発生した経費を遡って対象

《事業再開枠対象経費》

消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用、その他の衛生費用、PR費用

※2020年5月14日以降に発生した経費を遡って対象

《事業実施期間等》

第5回受付締切分において、採択となった場合の各回の「事業実施期間」

「補助事業実績報告書提出期限」は次のとおりです。

第5回受付締切分

事業実施期間：交付決定日から実施期限（2021年10月31日（日））まで

補助事業実績報告書提出期限：2021年11月10日（水）



～ 商工会は、経営支援事業を通じて事業者の明日に貢献します ～